

**【小美濃委員長】** 次、2番、住民投票制度の再検討について、これは私からです。令和4年4月25日付で議長から議会運営委員長に諮問された事項について、御協議をお願いいたします。諮問された内容は9ページに書いてございます。

1番、諮問事項として、武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号）第19条を削除することも視野に、住民投票制度について再検討すること。2、答申の提出時期は、上記1の再検討が終了次第、答申することということで、諮問を、議長からいただきました。このことについては、今日、正式な議運でございますので、皆様に協議をいただいて、結論を出していきたいというふうに思っております。

いかがでしょうか。各会派の皆さんから御意見を伺うということによろしいですか。何かありますか。

**【内山委員】** 質問です。確認の質問ですが、3月3日の代表者会議で協議するとされた3点、項目がありまして、そのうちの2番目、3番目になりますが、陳受3第19号 住民投票条例の廃案、あるいは継続審議を求める陳情を採択したことに伴い、願意の一部である根拠条例となる自治基本条例19条を削除することも視野に住民投票条例の再検討を行うか、それから3つ目の、市議会として武蔵野市住民投票条例自体を今後どう扱うかを協議するか、これについて協議の結果、どういうまとめになっていたのか、正確なところを今日、確認させてください。

**【清野議会事務局長】** 3月3日の代表者会議での協議につきましては、1については議論しないということで一致をしている。2については、各会派の御意見をいただいた上で、意見を受けて、議長として議運に諮問するというように決定しております。3につきましては各自で論点整理を行っていただくこととするという整理がされているということで、諮問の内容については、3月3日の案件3つのうち、2だけを諮問するというように確定しているところでございます。

**【小美濃委員長】** よろしいでしょうか。

ということで、各会派の皆さんから御意見を伺いたいというふうに思います。よろしいですか。

では、自由民主・市民クラブさんから、「先にちょっとやってくれる」と呼ぶ者あり）すみません。共産党さんから大丈夫ですか、そうしましたら。ちょっと今、飛ばしてくれという意見がありましたので。

**【橋本委員】** 自治基本条例19条を削除することも視野に住民投票制度について再検討することということについては、自治基本条例の19条の削除は必要ないということ。ですから、この住民投票制度について再検討というのは、削除した上で住民投票制度をやるかやらないかに遡って再検討するということですか。

**【小美濃委員長】** これがちょっと、解釈なんですけど、取りあえず19条を削除するのかわしないのかということを中心に、この間は、代表者会議の中では、そういう、（発言する者あり）今、質問かなと思ったので、すみません。

では、お答えすると、この間の代表者会議の中では、取りあえず削除の必要はないだろうというように御意見が皆さんあったのですが、代表者会議は決定機関ではないので、それを改めて、正式な議事録

などを残して議運でやりましょうという話だったと思うのです。なので、削除はどうするのかということがまず1つなのですが、住民投票制度を一から再検討するという話ではなかったというふうに認識をしておりますけど。

**【橋本委員】** 自治基本条例19条の削除は必要ないという立場です。

**【与座委員】** すみません、ちょっとゴールデンウイークぼけで、ぼーっとしていました。申し訳ありません。

住民投票条例の再検討、検討すること自体を否定するものではありません。中身について言えば、まず19条の削除ということについては、自治基本条例については我が会派は賛成しておりますので、これを削除する必要はないと。具体的な住民投票制度の中身については、議会だけでやるものではなくて、執行部側も交えて、多分執行部側から条例案という形で出てくるのでしょうから、その時点でまた様々議論すればいいのかなど、現時点ではそんなふうに思っております。

**【内山委員】** 私ども自治と共生は、この陳情については不採択というふうにしておりますので、当然のことながら、今回諮問事項になっております自治基本条例19条を削除することも視野に、住民投票条例、住民投票制度について再検討するということについては不要というふうに思っています。ただ、今、自民・市民クラブさんから御意見がありましたけれども、この陳情を採択した会派もしくは議員の方の意見、希望、それを深めて結論を出す必要があると。議運が議長から諮問を受けたということは大変重いことですので、そこは会派に属さない議員も含めて、どういうお考えを持っているのかということをしきりと受け止めた上で、最終的な結論を出すべきだと思っております。

**【宮代委員】** これは、住民投票制度というのは重要な制度であって、必ずつくっていくべきものだというふうに考えています。今後皆さんが、最終的にはできれば全会一致で成立できるようなものを目指して議論するべきだというふうに考えています。

以上です。

**【山本委員】** 私どもの会派も、この陳情が12月議会で出されたときに関しては反対という態度を、そのときは会派はありませんでしたが、それぞれそういう態度を取りました。これまで陳情というのは、陳情に賛成した人に、その後の実施について責任はかかってくると思っておりますので、賛成した人がこの住民投票制度についてどのような形で再検討するのかというのは、私としても御意見を伺いたいし、注視していきたいと思えます。私どもといたしましては、自治基本条例の第19条を削除することは必要ないと思えます。また、住民投票制度に関しては、さきの2月の代表者会議でも申し上げましたが、内容について深めていくということは必要だと思えます。ただ、行政の案が上程されていないし、いつ上程されるかということも現時点においてははっきりしていないので、行政の提案も含め、また市民の間にある様々な住民投票制度に関する意見も、議員としてもよく検討して、深めていきたいというふうには思っております。

以上です。

**【西園寺委員】** 先日の代表者会議で深沢議員と蔵野議員が申し上げたとおりです。19条の削除は不要である、このことについて議論しないというせんだっての代表者会議の考え方のとおりであります。この件は、この陳情を賛成多数で採択したことについて、その後の議会としての責任を果たすものとい

うふうに受け止めております。

以上です。

**【落合委員】** 会派としての意見を申し上げます。私ども市議会公明党としても、19条の削除は不要であろうというふうに考えています。そもそも自治基本条例につきましては全会一致で可決されたという経過もございますし、その時点においては住民投票制度について否定をしたわけでもございません。ただ、昨年提案された住民投票条例については、それ以前に私どもとしても様々懸念材料等申し上げた中で、そのことを申し上げながら最終的に結論を出したということでありましたけれども、住民投票制度そのものについては必要だというふうに考えておりますので、19条の削除を視野に入れた再検討というのはいらないだろうというふうに考えています。

以上です。

**【小美濃委員長】** そうすると、ただいまの皆様のお意見をまとめさせていただくと、自治基本条例の19条に関しては削除する必要はないというのが全会派の皆さんからの御意見でございました。住民投票制度について再検討ということですが、これも、執行部からまだ何も出てきていない状況なので、執行部から出てきたときに、また改めて議論をすると、この場では議論しないということを前回の代表者会議で決定いたしておりますので、そのような形でまとめさせていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

**【内山委員】** 私、年で耳が遠くなっているのもあるのですが、聞き取り方が悪くて、確認させてください。公明さんと自民・市民クラブさんは、今、委員長がおまとめになったような内容のお話だったと思うのですが、ワクワクはたらくさんは、全会一致で成立できるような住民投票制度について議論していく必要があるとおっしゃったように聞こえたのです。ということは、19条のことをおっしゃったかどうか、ちょっと今、おぼろげなのですが、これを議会として再検討というか、協議する必要があるというふうにおっしゃったと受け止めたのですが、そうではなかったですか。

あと、19条の削除は必要ないが、再検討は必要なのかどうか。つまり、この諮問事項で言われていることは、2つのうちどちらかということが曖昧で、自治基本条例の19条を削除することを視野に入れた再検討を必要としているのか、自治基本条例の19条の削除のことは置いておいても住民投票条例の再検討を必要としているのか、この2つのどっちなのかというのがいま一つはっきりしていないなと思っているものですから、そこを、発言のほうと、この諮問内容について、もう一度確認させてください。

**【宮代委員】** 19条の削除については、今の段階での議論の中で、うちとして必要があるとは思っていません。どういう質問をされたのか、ちょっとよく理解できなかったのですが、それをきちんと白黒はっきりしろということをおっしゃられたのですかね。そもそも、この「視野に」というのは、視野に入れる、要するに、もうそれをするかしないかということが決まった上で、削除する、しないということの議論ではなくて、視野に入れる、そういう可能性もありますよということが書いてあって、点で区切られているから、そのことを議論すると言っているわけではなくて、住民投票制度については再検討が必要だというふうに考えているというふうに思っています。

**【内山委員】** 質問がよく分からないとおっしゃっていたので、私の考えを言うと、それは議運として、自治基本条例の条文はともかくとして、住民投票制度について再検討するということは、住民投票

制度の必要性についても含めて再検討になるわけですよ、住民投票条例ではなくて、制度なので。ということだと思っているので、こちらの陳情された方の趣旨としては、自治基本条例で根拠となっているその条文の削除も含めて再検討と言っているのかなというふうに想像して読んでいるわけなのですが、やはり今の宮代委員の最後の結びは、再検討が必要だとおっしゃっているので、ということは、議会として議員提出議案で、行政からの提案を待たずに議論して策定する必要があるということと私は受け止めたのですが、そういうことでいいですか。

**【宮代委員】** そうではないです。方法論については一切触れていませんので、執行部からの提案が出て、それを検討することも含め、いろいろなやり方があると思いますが、とにかく制度についてはまず議論が必要だし、それから条例については、先ほど申し上げたとおり、全会一致を目指して条例をつくり込んでいくということを議論するべきだというふうに考えています。

**【小美濃委員長】** ということ、先ほど私がまとめた形でよろしいですか。要は、自治基本条例という条例の中の19条は削除しないというのは皆様方の共通認識でありますので、これは一致をした答えだと思います。さらに、住民投票、これは、先ほど内山委員もおっしゃっていましたが、条例ではなくて、制度について再検討することという話なのですが、先ほどの宮代委員のお話だと、執行部からの——これ、執行部から出てくるのは条例だと思うのです。制度については、もう自治基本条例の中に入っていますので。ただ、自治基本条例の中のあれも完結していないから、そこでまた提案があるかもしれないんですけど、そういうのを含めて、その時点で協議をします。そういう、大きく捉えれば自民・市民クラブさんと公明党さんと同じような感覚ということよろしいですか。

**【山本委員】** すみません、確認ということになりますけれども、要するに今回、陳情が12月議会で採択された。私は、その陳情に関しては反対だったし、反対の会派もいらしたけれども、当面のこの議会運営委員会という場で、執行部の案、行政の案が出ていないという状況も踏まえて、再検討の議論を今すぐここでやるということはないという確認をしたということで、よろしいですね。

**【小美濃委員長】** はい。それは代表者会議でやったことを、今ちょっとまとめさせていただいたということも含めて、そういうまとめをさせていただきました。よろしいですか。

では、まとまりますか、これ、今。

**【内山委員】** すみません、私、さっき会派としての意見で言ったのですが、会派や議員のと言ったのです。ですから、代表者会議もそうだけど、議運も会派の代表でやっているのだから、会派に属していない議員の意見は分からないので、それはきちんと網羅した上で、先ほど言った繰り返しですが、議長の諮問というのは重いので、私たちは意見を聞かれていない、私たちの意見は反映されていないというようなことのないように、きちんとこの場で意見の言えない人の意見も、委員会として聞き取るか、正副委員長でお聞きになるかは別ですけども、それは議論の余地があると思いますけど、きちんとそれも盛り込んだ上で、結論というか、答申を出したほうがいいと思います。

**【小美濃委員長】** そうか。これは今日でなくても大丈夫ですか。

**【清野議会事務局長】** この議会運営委員会の中で、議長から諮問を受けた内容については、議会運営委員会は各会派から代表者がいますので、そこでの議論ということになりますと思いますけれども、今、内山委員がおっしゃったように、会派に属さない議員の意見の聴取の仕方については、それは委員

会でやるのか、それとも正副議長においてやるのかというのは、それは今後協議というか、議長のお考えになるのかなというふうには考えているところでございます。

**【小美濃委員長】** 議長の考え。（「議長の考えではないだろう。諮問しているのだから」と呼ぶ者あり）今、局長から説明がありましたけども、議長は委員会に諮問しているので、今委員会で諮らせていただいているんですが、その委員会の中で、委員会だけではなく、これは議会基本条例にも記されておりますので、会派に属さない議員の意見も取り入れたほうがいいのではないかという、今、新しい御提案があったと認識をしています。だからそれを踏まえて、議会運営委員会としての答えを出していくのか、それとも、委員会に諮問されたので、委員会だけでいいのかという、そういう話だと思うのです。なので、それは議長に聞くというよりは、皆様方で判断をしていただいて、もし議長の思いがあれば、ぜひ議長のほうから、議運に諮問したけども、各会派に属さない議員の意見も反映してほしいという話であれば、それは聴取をしますし、特に議長から御意見がなければ、皆さんのほうでそれは、今、新しい提案がありましたので、判断をしていただければと思います。御協議をいただければと思います。いかがですか。

**【与座委員】** やはり、今、内山委員から、議長の諮問は重たいのだよと言ったわけですから、議長が委員会に諮問したわけですから、委員会としてどうするかということを考えていかななくてはいけないということが1つ。それで、今御提案のあった、会派に所属しない、委員会に所属していない、1人会派というのか、その人たちの意見も正副委員長でお話を聞くということはあるのかなと、こんなふうに思っています。

**【小美濃委員長】** という意見がありました。そういうことでよろしければ、今日のところは結論を出さずに、正副委員長で会派に属していない2人の意見を聴いて、また次回、6月2日に最終的な決定を見たいというふうに思いますけども、よろしいですか、そういう形で。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）では、そのようにさせていただきたいと思います。

3番、議会改革につきましては、ちょっと飛ばしまして、先にその他に行かせていただきたいと思います。

その他、引継事項について。

**【内山委員】** その他に行く前に、今のお話、ちょっとおしまいがよく分からなかったのです。正副委員長のほうで会派に属さない議員の意見を聴取し、この件を次、いつ話して、いつまでに決めましょうぐらいの見通しを持ったほうがいいかなというふうに思いますので、そこを決めていただきたいと思います。

それで、2月8日の議運の懇談会資料に書いてある、会派に属さない議員の取扱いについてというところなのですが、これは私、取扱いという言葉もどうかなと思っていながら、文章としてそういう言葉なのですが、そこで決めたことが、つまり3か月前に決めたことが、議会運営委員会における会派に属さない議員の取扱いに関する確認事項については、以下のとおり改正する。武蔵野市議会基本条例第5条第4項において、会派に属さない議員の意見を議会運営に反映するよう配慮するものとしていることに鑑み、議会運営委員会における会派に属さない議員の取扱いについては以下のとおりとする。1、議会運営委員会は、武蔵野市議会会議規則第55条の2に基づき、会派に属さない議員の意見を聞くよう

努めるものとするというふうにあつて、2番は省略しますが、これは会派に属さない議員も議会運営委員会に意見を反映できるように前進させたと私は考えているので、今後このような、議運に議長から諮問された重要な事項について、会派に属している人たちだけで決めるということはありません。3か月前に確認事項を改正したことによって、私たちはそれはあり得ないというふうに一致したと思っていますので、今回正副委員長において意見を聴取することで異論はございませんが、これは今後、当然こういうことは行われるというふうには認識しますが、それでよろしいですか。

**【小美濃委員長】** 案件によるのかなというふうに思いますので、今日は御意見もいただきまして、委員の皆さんがそうだということになりましたので、正副委員長で預からせていただきましたけれども、あくまでも委員会でございますので、委員会の中で異論があれば、それはまたそこで協議をします。ですからケース・バイ・ケースとしか今のところ申し上げられないかなというふうに思っています。  
(「分かりました」と呼ぶ者あり)